

消費者基本計画 工程表

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
43	特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。 消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	消費者庁 関係省庁等	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成22年度早期に開始し、以降継続的に実施します。	消費者保護関連法について、各省庁による厳正な執行、執行状況の随時公表 →消費者庁は消費者委員会の意見を聞きながら各省庁の取組を促す	・執行状況を踏まえた体制強化等 ・引き続き消費者庁は消費者委員会の意見を聞きながら各省庁の取組を促す	同左	同左	同左	
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 「多重債務問題改善プログラム」に盛り込まれた施策を着実に実施。進捗状況を把握し、必要な施策を検討。 改正貸金業法の円滑な施行を図るため、貸金業制度に関するプロジェクトチームによりとりまとめられた「借り手の目線に立った10の方策」(平成22年4月)に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に推進。 平成22年6月、上記のプロジェクトチームに代わり「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置し、改正貸金業法に係る制度の周知徹底、施行状況や影響等の実態把握を通じて、改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検を実施。 					
60	未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。	<p>【取組状況】 「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」のとりまとめ(平成22年3月19日)に盛り込まれた施策等を着実に実施中。 具体的には、これまでに以下を実施。 ・PIO-NETの相談情報や、日本証券業協会の未公開株通報専用コールセンターに寄せられた情報について、事業者の名寄せを実施し、警察庁、金融庁に情報提供。(平成22年4月から計4回) ・リーフレットの作成・配布などの注意喚起・普及啓発を実施。 ・上記のほか、平成22年4月9日に消費者委員会が公表した「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」も踏まえ、被害の拡大防止に向けて無登録業者名公表を実施するとともに、警察当局との連携強化等の取組みを実施。(これらを含む対応状況について、平成22年3月19日及び4月28日に金融庁において公表) また、裁判所差止命令の活用に向けて、施策番号62のとおり対応。</p> <p>【今後の方針】 今後とも、対応策に盛り込まれた施策を着実に実施。また、被害の実態や平成22年4月9日に消費者委員会が公表した「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」等も踏まえて、引き続き検討。進捗状況について消費者委員会に適宜報告。</p>					
62	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。	金融庁	引き続き検討します。	裁判所の差止命令に違反した場合の罰則規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立(平成22年5月12日)。当該規定は平成22年6月8日に施行。 金融商品取引法第192条に基づく裁判所の差止命令の申立て及び同法第187条に基づく調査に係る実効的な運用手続きを検討。 当該業務に係る実施体制を整備。	<p>無登録業者等に係る情報収集、分析を実施。 その結果、必要と認められる場合は金融商品取引法第187条に基づく調査を実施、さらに同法第192条に基づく裁判所の差止命令の申立てを実施。</p>				

消費者基本計画 工程表

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。	金融庁 財務省	前段について、継続的に実施します。後段について、引き続き検討します。	平成22事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組み(振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に	平成23年以降、検証結果を注意喚起等に反映。			
				広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、預金口座の不正利用に係る金融機関及び警察当局への情報提供件数等について四半期ごとに金融庁ウェブサイトで公表。				
				金融機関、有識者等からのヒアリング等を行い、その結果を参考にしつつ、年度内を目途に被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方に関する方針案をとりまとめ。	方針案を基に、主務省令を制定。			